

(平成23年11月30日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9件

国民年金関係 6件

厚生年金関係 3件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成15年5月及び同年7月から同年9月までは26万円、同年10月は28万円、同年11月は26万円、同年12月は28万円、16年1月から同年5月までは26万円、同年6月は30万円、同年8月は26万円、同年9月は30万円、同年10月は28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録を平成17年1月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年10月1日から16年12月1日まで
② 平成16年12月31日から17年1月1日まで

申立期間①はA社に勤務していたが、標準報酬月額記録が実際に支給されていた給与額よりも低額となっている上、賞与も1年に1回又は2回支給されていたが、標準賞与額の記録が無い。申立期間①の標準報酬月額記録を訂正するとともに、賞与が年金給付に反映されるようにしてほしい。

また、申立期間②については、厚生年金保険の加入記録が無いが、A社には平成16年12月31日まで勤務し、同年12月分の厚生年金保険料を給与から控除されていたはずなので、申立期間②について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち平成15年5月、同年7月から16年6月までの期間及び同年8月から同年10月までの期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給料支払明細書、B税務署が保管する給料支払明細書（写し）及び離職票（写し）で確認できる報酬月額から、15年5月及び同年7月から同年9月までは26万円、同年10月は28万円、同年11月は26万円、同年12月は28万円、16年1月から同年5月までは26万円、同年6月は30万円、同年8月は26万円、同年9月は30万円、同年10月は28万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主は、「社会保険事務所（当時）の記録に基づいた額で納付していた。」と供述しており、事業主はオンライン記録どおりの届出を行ったと認められることから、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人はA社に平成16年12月31日まで継続して勤務していたと認められる。

また、当時の事業主は、「申立人に毎月支払っていた給与から当月分の厚生年金保険料を控除していたと記憶している。また、申立人の厚生年金保険の被保険者資格の喪失日を雇用保険の離職日と同一日であるとする誤った届出を行ったものと考えられる。」と供述している上、平成16年12月の賃金が記載されている離職票（写し）により申立人は同年12月の給料をA社から支給されていたことが確認できるとともに、当該給料支払明細書から確認できる同年1月から同年9月まで控除されていた厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料と同額の各保険料が同年10月から同年12月まで控除されていたとして試算した各保険料の1年間の合計額は前記税務署が保管している所得税の確定申告書の社会保険料の額と一致することを踏まえると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、前記税務署が保管する離職票（写し）に記載されている平成16年12月の賃金額から26万円とすることが妥当である。

また、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日は国の記録（平成16年12月31日）どおりに届け出た。」と供述していることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成16年12月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 申立期間①のうち、平成14年10月から15年4月までの期間、同年6月、16年7月及び同年11月については、申立人から提出された給料支払明細書並びに前記税務署が保管する所得税の確定申告書、給料支払明細書（写し）及び離職票（写し）において確認又は推認できる申立人の当該期間に係る報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録における標準報酬月額よりも低額である又はこれと一致していることから、当該期間については、特例法の保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

4 申立人は、「1年に1回又は2回賞与が支給されていた。」と主張しているところ、標準賞与額が厚生年金保険の年金額の計算の基礎とされることとなった平成15年4月以降の期間について、i) 申立人は、同年4月1日からAを退職するまで同社から支給された賞与の額を「手取りで20万円又は25万円」、支給日については「分からない。」と述べているが、申立人に賞与が支給されたこと、及び賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていた事実を確認できる関連資料が無いこと、ii) 当該給料支払明細書から交通費を除いた15年の報酬月額の合計額及び前記税務署が保管する確定申告書で推認できる交通費を除いた報酬額からは申立人が主張する賞与支給額が確認できないこと、iii) 前記税務署が保管する16年1月から同年9月までの給料支払明細書（写し）及び同年10月から同年12月までの賃金額が記入された離職票（写し）で確認できる交通費を除いた報酬月額を合計した額と同年分の所得税の確定申告書（写し）で確認できる給与収入金額とが一致していること、iv) 当時の事業主は、「申立期間当時、会社は経営が苦しく、申立人に賞与を支払うことができなかったと記憶している。」と供述していることを踏まえると、申立期間において、申立人が賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を、平成14年12月から15年9月までは41万円、同年10月から17年6月までは36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年12月1日から17年7月31日まで
A社で役員として勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、従前に比べ大幅に低下していることを年金事務所からの連絡で知った。
当時の給料台帳等を所持しているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成14年12月から15年9月までは41万円、同年10月から17年6月までは36万円と記録されていたところ、同年1月6日付けで、14年12月1日に遡って9万8,000円に引き下げられ、同保険の被保険者資格喪失日である17年7月31日まで継続していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、当該事業所の代表取締役及び経理事務責任者である役員の標準報酬月額についても、当該処理日において、標準報酬月額が遡って減額訂正されていることが確認できる。

さらに、滞納処分票により、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険料等の滞納があったことが確認できる上、当時の経理事務責任者である役員は、「当時、会社の経営は厳しい状況であり、厚生年金保険料を滞納していた。役員の標準報酬月額の引下げについては、社会保険事務所の職員の指示に従って行った。届出書には社長が押印したと思う。」と回答している。

加えて、申立人から提出された平成14年12月から15年6月までの給料台帳により、申立人に係る当該期間の報酬月額に見合う標準報酬月額は41万円

であることが確認できる上、年金事務所から提出された16年の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届によると、申立人に係る同年の標準報酬月額について36万円と記載されていることが確認できる。

一方、申立人は、当該減額訂正処理日において当該事業所の役員であったところ、複数の同僚は、「申立人は役員であったが、B業務に従事しており、社会保険手続事務には関与していなかった。」と供述していることから、申立人は当該標準報酬月額の減額訂正処理に関与していないと判断される。

これらを総合的に判断すると、平成17年1月6日付けで行われた標準報酬月額の変及訂正処理は事実即したものと考えることは難しく、14年12月1日に遡って標準報酬月額の減額訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められない。このため、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額の記録から、同年12月から15年9月までは41万円、同年10月から17年6月までは36万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、昭和57年7月から同年10月までの期間及び同年12月を10万4,000円、平成元年7月を16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年7月1日から58年1月1日まで
② 平成元年7月1日から同年8月1日まで
③ 平成6年1月1日から同年2月1日まで

昭和57年5月11日にA社に入社し、同年7月1日から同社を退職した平成6年3月29日までの期間は、同社において厚生年金保険に加入していた。

しかし、申立期間①、②及び③について、当時の給与明細書によると、年金記録における標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額よりも高い厚生年金保険料が給与から控除されている。

全ての申立期間について、正しい標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③について、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、昭和57年7月から同年10月までの期間及び同年12月、並びに申立期間②に係る標準報酬月額については、申立人から

提出された給与明細書において確認できる報酬月額から、57年7月から同年10月までの期間及び同年12月は10万4,000円、申立期間②は16万円とすることが妥当である。

なお、当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、商業・法人登記簿謄本によると、A社は既に解散していることが確認できる上、事業主は不明と回答しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち昭和57年11月及び申立期間③については、前述の給与明細書により、申立人は、オンライン記録における標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を上回る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが確認できるものの、当該期間における報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録と一致又は下回っていることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

北海道国民年金 事案 2177

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年9月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年9月から61年3月まで

私は、昭和57年8月に会社を退職し、A市役所で国民年金に任意加入し、保険料は同市役所の窓口で納付した。

一度、国民年金保険料の未納期間について、はがきで通知を受けたため、数か月分をまとめて納付したことがあり、同市役所に電話で納付を確認した覚えがある。

申立期間の国民年金保険料が未納であることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和57年8月に勤めていた会社を退職し、その後、A市において国民年金に任意加入したと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の同手帳記号番号の被保険者状況調査等により第3号被保険者となった61年6月頃に払い出されたものと推認できる上、申立人に対し、別の同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人は申立期間について国民年金に未加入で、当該期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、i) 申立人がA市に転居したのは、昭和58年3月6日であることが戸籍の附票により確認でき、それ以前には同市で国民年金の加入手続は行うことができず、任意加入者は任意加入の申出を行った日に被保険者資格を取得することから、遡って保険料を納付することができないこと、ii) 未納となっていた保険料について納付勧奨を受け、数か月分の保険料をまとめて納付したとしているところ、申立期間は現在においても国民年金の未加入期間であり当該期間について保険料の納付勧奨を受けることは考え難く、申立人の申立内容は不自然である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から61年3月まで

私は申立期間当時の家計簿を所持しており、その家計簿に国民年金保険料を納付していた記載がある。

申立期間当時、夫はA店を経営しており、私と同じく国民年金に加入していたが、夫は自分の国民年金保険料を店の売り上げから納付していたはずなので、家計簿に記載された保険料は私の保険料であることを示しており、私の申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳及びB市の申立人に係る国民年金被保険者名簿により、申立人は、昭和59年1月4日付けで国民年金の被保険者資格を喪失し、61年4月1日付けで再加入していることが確認できることから、申立人は、申立期間について国民年金に未加入であり、当該期間の国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す資料として提出した昭和58年1月から59年3月までの期間及び60年4月から61年12月までの期間の家計簿を検証すると、「C国民年金」として記載された月の保険料額は、B市の申立人に係る国民年金被保険者名簿により確認できる納付月及び納付金額と一致し、「国年」または「国民年金」と記載された月の保険料額は、申立人の夫の同被保険者名簿により確認できる納付月及び納付金額と一致していることから、家計簿に記載する際、夫婦いずれの保険料かを区別して記載していたことがうかがえ、申立期間である60年4月から61年3月までの家計簿の記載は、いずれの月も「国年」または「国民年金」と記載され、同被保険者名簿の申立人の夫に係る納付記録と一致している。

さらに、申立人から提出された当該家計簿のうち、昭和60年4月に記載されている国民年金保険料額4万3,540円は、同年同月2日に納付された申立人の夫の59年9月から60年3月までの保険料と同額であることから、家計簿に記載された保険料は申立人のみの保険料だとする申立人の主張は、不自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から61年3月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から61年3月まで

私の国民年金について、A市の職員であった私の夫が昭和53年4月に加入手続を行い、保険料は、毎月、夫の給与から控除されていた。

国民年金の加入手続を行った数日後に、夫が、夫の職場の同僚から付加年金への加入を勧められ、付加保険料も納付する手続を行ってくれたので、申立期間は、付加保険料も定額保険料と一緒に夫の給与から毎月控除され、納付していたはずである。

申立期間が付加年金に未加入で、付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が、申立期間に係る付加年金の加入手続を行い、付加保険料は定額保険料と共に夫の給与から控除され納付していたとしているところ、i) 申立人が居住していたA市における申立人の国民年金被保険者名簿において、申立人が付加年金に加入した記録が無く、定額保険料のみ徴収していることが記録されていること、ii) 同市で収納した国民年金保険料を記録した昭和57年度から60年度までの「期別検認状況」リストにより、申立人の納付した保険料額が定額保険料の金額と一致し、付加保険料は含まれていないことが確認できること、iii) 申立人が所持する年金手帳に申立期間に係る付加年金に加入したことの記録が無いこと、iv) 特殊台帳（マイクロフィルム）において、申立人が付加年金に加入した記録が無いことから、申立期間について、申立人が付加年金の加入手続を行った形跡が見当たらず、付加年金に未加入で、付加保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

また、申立期間の国民年金保険料を収納していたA市が、申立期間の96か

月という長期間にわたって、申立人の納付記録を誤って記録していたとは考え難い上、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年10月から同年12月まで

申立期間について、国民年金保険料の申請免除期間とされているが、私は免除申請手続きを行っておらず、国民年金保険料を納付できない経済状況ではなかったため、保険料を納付しているはずである。

申立期間の国民年金保険料が申請免除期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、免除申請手続きを行っておらず、保険料を納付しているはずであると述べているが、オンライン記録により、平成9年11月10日に当該期間の免除申請が行われ、10年2月3日に当該免除申請の承認処理が行われていることが確認でき、その記録に不自然さは見られない。

また、申立期間は基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降の期間であり、この頃には年金記録業務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が進んでいることから、記録漏れ、記録誤り等があったものとは考え難く、仮に申立期間の国民年金保険料が納付されていたとすると、当該期間の保険料が納付済みとされるか又は納付された保険料が還付されるかのいずれかの処理が行われているはずであるが、オンライン記録においてその形跡は確認できない。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付した事実を確認できる資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年8月から7年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月から7年10月まで

私は平成3年7月にそれまで勤務していた職場を退職し、国民年金の加入手続を行った後、1年ぐらいは送付されてきた納付書で国民年金保険料を納付していたと思うが、その後、保険料の納付が滞り、A市役所の嘱託職員が保険料の集金のために自宅に来るようになったので、その集金人に保険料を納付していた。

また、平成7年12月に、A市営住宅への入居の申込みを行った際、公的支払いに滞納があると申込みできないと言われたので、同市役所の国民年金課でそれまでの未納分の国民年金保険料（20万から30万円）の納付書を発行してもらい、同市役所内に設置されていた金融機関で当該保険料を一括納付し、同市営住宅への入居の申込みを行ったことを覚えている。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は51か月と長期間であり、申立人が申立期間当時に居住していたA市の国民年金被保険者名簿において、当該期間の国民年金保険料の納付が確認できないこと、及びオンライン記録により、申立期間に係る平成3年8月1日付け国民年金被保険者資格取得、7年11月13日付け同資格喪失の記録が、7年12月7日に追加処理されていることが確認できることから、申立人は、申立期間当時は国民年金に未加入であり、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人は、国民年金保険料を納付したとする集金人はBであり、期間や金額に関係なく、毎月払える金額を集金人に納付していたと主張しているが、A市では、i) 申立期間の大半を含む平成4年4月から14年3月まで、国民

年金保険料の徴収を目的として雇用していた嘱託職員はCであった、ii) 申立期間当時、国民年金保険料を1か月ごとの納付書により収納していたため、期間や金額に関係なく保険料を徴収することはなかったとしており、これらのことは申立人の主張と一致しない。

さらに、申立人は、平成7年12月に、市営住宅への入居の申込みを行った際、公的支払いに滞納があると申込みできないと言われたので、それまでの未納分の国民年金保険料(20万円から30万円ぐらい)の納付書を、A市役所で発行してもらい、当時、同市役所内に設置されていた金融機関で当該保険料を納付したと主張しているが、公的支払いの種類には国民年金保険料は含まれていない上、A市では、国民年金の過年度保険料の納付書を発行しておらず、同市役所の窓口及び当時同市役所内に設置されていた金融機関では過年度保険料の収納は行っていなかったとしており、これらのことも申立人の主張とは一致しない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年1月から同年3月まで

私は、平成元年12月にそれまで勤務していた職場を退職したことから、A町役場（現在は、B市役所）で国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を同役場で納付したはずである。

その後、厚生年金保険の被保険者期間を経て、平成4年7月に国民年金の再加入手続きを行った際、3年10月分の国民年金保険料が未納であることを聞き、同年同月分の保険料を納付しているが、当該再加入手続きの時点で、申立期間の保険料が納付済みであることについても確認しているはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、同手帳記号番号払出管理簿及びその前後の同手帳記号番号の被保険者状況調査により、申立人が平成3年11月から居住していたC市において、4年7月又は同年8月頃に払い出されたものと推認でき、その時点で、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立人に対し、別の同手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人は、A町役場で国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付したとしているところ、B市では、申立人に係る国民年金被保険者名簿が存在せず、申立人が同市において国民年金に加入していた形跡が見当たらないほか、国民年金の加入手続きに関する申立人自身の記憶も定かではない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付してい

たことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 1 月 1 日から同年 7 月 20 日まで
昭和 42 年 1 月 1 日から平成 4 年 3 月 31 日まで A 社で勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社は、平成4年4月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できるとともに、当時、代表取締役及びB職であった者は既に死亡している上、商業・法人登記簿謄本により同社の後継事業所であることが確認できるC社は、「申立人に関する書類は保管されていない。」と回答しており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人が名前を挙げた同僚3人のうち生存及び所在が確認できた一人に照会したが回答を得られず、他の二人は、申立期間においてA社で厚生年金保険の加入記録が無いことから、オンライン記録により、申立期間において同社で同保険の加入記録が確認できる3人に照会したところ、このうち一人は、「申立人は、申立期間当時会社の業務を行っていなかった。」と供述し、他の二人は、「申立人の申立期間当時の勤務実態等は分からない。」と供述しており、申立人の申立内容を裏付ける供述を得ることができない。

加えて、申立人のA社に係る雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主

により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 5 月 1 日から 50 年 1 月頃まで
② 平成 3 年 4 月頃から 4 年 11 月頃まで
③ 平成 5 年 4 月頃から 6 年 11 月頃まで
④ 平成 6 年 12 月頃から 8 年 12 月頃まで

申立期間①は、A社でB業務に従事していた。

申立期間②は、C社でB業務に従事していた。

申立期間③は、D社でE業務に従事していた。

申立期間④は、F社でB業務に従事していた。

全ての申立期間について、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録によると、A社は、厚生年金保険の適用事業所であった形跡が無い上、同社の所在地を管轄する法務局においても商業・法人登記が確認できないほか、申立人は、同社の事業主及び同僚の名前を記憶していないことから、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人は、当該事業所について、個人事業所であったかも知れない旨供述しているほか、当時の従業員数は二人であったとしていることから、申立期間①当時、当該事業所は厚生年金保険法第6条に規定する適用事業所の要件を満たしていなかったものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間①に係る申立ての事実について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、C社が保管している雇入通知書兼雇用契約書及び雇

用保険の被保険者記録並びに複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間②のうち、平成3年4月1日から同年12月末日までの期間において、同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、当該事業所は、「申立人が当社で勤務していた期間は、臨時雇用の準社員という扱いであり、雇用契約書から確認できる勤務日数によると、社会保険に加入できない雇用形態であった。このため、申立人に係る厚生年金保険の加入手続をしておらず、同保険料を給与から控除していなかった。その後、申立人は個人事業主（G事業所）として独立したため、雇用契約が終了した。」と回答している。

また、オンライン記録により、申立期間②当時、当該事業所において厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚のうち、回答が得られた同僚の一人は、前述の当該事業所と同様の回答をしているほか、当該同僚は、自身の雇用形態について、「正社員であった。」と回答している。

さらに、回答が得られたいずれの同僚からも、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の給与からの控除について、具体的な供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③について、オンライン記録によると、D社は、厚生年金保険の適用事業所であった形跡が無い上、同社の所在地を管轄する法務局においても商業・法人登記が確認できないほか、申立人は、同社の事業主及び同僚の名前を記憶していないことから、申立人の申立期間③における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人に係る雇用保険の被保険者記録によると、平成6年7月1日から同年12月20日までの期間において、申立事業所とは別の事業所において被保険者記録が確認できる。

なお、オンライン記録から、申立ての事業所と同じ事業所名で所在地が異なる厚生年金保険の適用事業所に照会したところ、「当社では、申立ての所在地において、事務所及び作業所等を設置したことがない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間③に係る申立ての事実について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 申立期間④について、申立人のF社における従事業務に関する供述及び複数の同僚の供述から判断すると、入社日及び退社日の特定はできないものの、申立人が申立期間④中に同社で勤務していた状況はうかがえる。

しかしながら、当該事業所は平成10年4月2日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主は既に死亡しているほか、同社から回答を得られなかったことから、申立人の申立期間④における勤務実態及び

厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、オンライン記録によると、当該事業所は、平成7年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できることから、申立期間④のうち、6年12月頃から7年4月1日までの期間において、同保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

さらに、回答が得られた複数の同僚からは、申立人の申立期間④における厚生年金保険料の給与からの控除をうかがわせる供述を得ることができなかった。

このほか、申立人の申立期間④に係る申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

5 申立期間②、③及び④について、H市が保管する国民健康保険の加入記録によると、申立人は昭和61年3月1日から平成9年1月7日までの期間において、国民健康保険の被保険者であったことが確認できる。

6 申立人は、全ての申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無く、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶もない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、全ての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 9 月 21 日から同年 10 月 1 日まで

厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらったが、申立期間以前から現在までA県内の事業所に継続して勤務しており、申立期間は、昭和 49 年 10 月 1 日付けでB事業所からC事業所（現在は、D事業所）に異動した時期に当たる。

申立期間当時の源泉徴収票を所持しているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された昭和 49 年分給与所得の源泉徴収票及びA県事業所連合会から提供された加入者台帳（給与記録）によると、申立人は、申立期間及びその前後の期間において、B事業所及びC事業所に継続して勤務していたと認められる。

しかしながら、B事業所及びC事業所は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる資料が無く、申立期間当時の厚生年金保険の適用状況が不明である旨回答している上、A県事業所連合会は、「当連合会は、事業所職員が法人格の異なる各事業所において異動する際に就職及び退職を繰り返すことの不利益をなくすための補助を行っている。しかし、各事業所における厚生年金保険の適用及び同保険料の控除には関与しておらず、これを確認できる資料も無い。」と回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用及び同保険料控除の状況について確認できない。

また、申立人は、「申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていた。」と主張しているものの、申立人から提出された昭和 49 年分給与所得の源

泉徴収票によると、申立人のB事業所における給与から控除された社会保険料の額は、当時の8か月分の健康保険料、厚生年金保険料及び雇用保険料とおおむね一致していることから、申立人は、申立期間に係る同年9月分の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが推認できるとともに、C事業所においても、同様に、申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていないことが推認できる。

さらに、前述の源泉徴収票において、申立人は、昭和49年9月30日にB事業所を退職し、同年10月1日にC事業所に就職している旨の記載が確認できる一方、D事業所から提出された発令簿においては、申立人が申立期間以前の同年9月14日にC事業所のE職に任命されている記載となっている。しかし、上記発令簿と同様に、D事業所から提出されたE職の人件費に係る昭和49年度総勘定元帳及び「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」により、当時、C事業所は、申立人の申立期間に係る給与を支払っておらず、同年10月以後の給与を支払っており、事業主がオンライン記録どおりの届出を行ったことが確認できる上、申立人は、申立期間に係る雇用保険の加入記録も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。